

○ 健康・スポーツセンター使用心得

1. 健康・スポーツセンターを使用する者は、係員の指示に従うこと。
2. 健康・スポーツセンターの開館時間は午前 9 時から午後 9 時までとする。
3. 当施設は土足禁止とし、靴は靴箱に整頓する。
4. 使用者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) メインアリーナ、サブアリーナを使用する場合は、室内シューズを履くこと。
 - (2) メインアリーナ、サブアリーナ、武道場を利用する際は、事務室にて必要事項を記入すること。
 - (3) 当施設の用具を使用する者は、係員の指示に基づき、学生証を預け、用具貸出簿に必要事項を記入して借り受ける。使用終了後にはただちに返納すること。
 - (4) 健康・スポーツセンターの施設、用具等を毀損または損失した場合は、ただちに係員に届け出て、その指示に従うこと。
 - (5) メインアリーナ、サブアリーナ、武道場を利用する場合、使用前と使用後にモップがけを行うこと。
 - (6) メインアリーナ、サブアリーナ、武道場内に、私物を散乱させたり放置したりしないこと。
 - (7) 更衣室は清潔に使用し、私物を放置しないこと。
 - (8) 健康・スポーツセンターの施設での盗難に注意すること。
 - (9) ゴミは、きちんと分別して捨てる。ゴミを散乱させないこと。
 - (10) 武道場内の多目的室、倉庫①については、別に定める。
 - (11) 休日または時間外に使用する場合は、使用後に警備員に終了したことを連絡し、確認を得ること。
5. 禁止事項
 - (1) 喫煙
 - (2) 火気の使用
 - (3) 飲酒行為
 - (4) 室内シューズ以外でのメインアリーナ、サブアリーナ(用途に応じて)の使用
 - (5) メインアリーナ、武道場内での食事
 - (6) メインアリーナ、武道場内へのビン・缶ジュース等の持込み
 - (7) 緊急時以外の体育館正面玄関入口以外の場所からの入出
 - (8) 屋上に昇ること
6. 使用上の注意に違反する場合は使用を中止させ、以後、使用を断ることがあ

る。管理運営責任者は必要に応じて、使用条件を変更し、または使用許可を取り消すことがある。

○ グラウンド使用心得

1. 使用時間は原則として、原則午前 9 時から午後 9 時までとする。
2. 用具を使用する者は、健康・スポーツセンター事務室係員の指示に従い、学生証を提示（学友会所属学生団体以外の学生は一時預け）のうえ、用具貸出簿に必要事項を記入して借り受ける。使用終了後にはただちに返納すること。
3. グラウンド設備、用具等を毀損または紛失した場合は、ただちに係員に届けて、その指示に従う。
4. 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) グラウンドを使用する際は、必ず運動シューズを履くこと。
 - (2) グラウンド内での食事、喫煙、飲酒、火気の使用をしないこと。
 - (3) 環境美化に努める(ゴミの放置はしない)こと。
 - (4) 使用後にはグラウンド整備を行うこと。
 - (5) その他、体育施設使用規程及び管理運営責任者の指示に従うこと。
5. 使用上の注意に違反する場合は使用を停止させ、以後使用を断ることがある。管理運営責任者は必要に応じて、使用条件を変更し、または使用許可を取り消すことがある。

○ 武道場使用心得

1. 武道場を使用する際は、健康・スポーツセンター事務室（時間外及び休日は警備員室）で、武道場入口の鍵（更衣室を使用する場合はその鍵）を借り受ける。
2. 使用時間は原則として午前9時から午後9時までとする。
3. 使用者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 土足で入場しないこと。
 - (2) 武道場内での食事、喫煙、飲酒、火気の使用をしないこと。
 - (3) 使用後は後片付けを行うこと。
 - (4) 更衣室は清潔に使用し、私物を散乱させたり放置したりしないこと。
 - (5) 武道場、更衣室では盗難に注意すること。
 - (6) その他、体育施設使用規程及び管理運営責任者の指示に従うこと。
4. 使用上の注意に違反する場合は使用を停止させ、以後使用を断ることがある。管運営責任者は必要に応じて、使用条件を変更し、または使用許可を取り消すことがある。

○ 人工芝テニスコート使用心得

1. 人工芝テニスコートを使用する際は、健康・スポーツセンター事務室（時間外及び休日は警備員室）で、人工芝テニスコートの出入口及び用具倉庫の鍵を借り受ける。
2. 使用時間は原則として、午前 9 時から午後 6 時までとする。
3. 使用時間は原則 1 組につき 2 時間とする。
4. 人工芝テニスコートを使用する際に、健康・スポーツセンター事務室で必要事項を記入し、ネットを借りる。
5. 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) コート内にはテニスシューズ以外の靴で入らないこと。
 - (2) コート内での食事、喫煙をしないこと。
 - (3) 使用後はコート整備、後片づけを行うこと。
 - (4) コート状態が不良の場合は使用しないこと。
 - (5) 使用許可時間を守ること。
 - (6) 騒音等で近隣住民に迷惑をかけること。
 - (7) ボールをコート外に打ち込むことのないよう注意してプレイすること。
 - (8) 出入口及び用具倉庫の鍵は、使用終了後すみやかに健康・スポーツセンター事務室(時間外及び休業日は警備室)に返却すること。
 - (9) その他、体育施設使用規程及び管理運営責任者の指示に従うこと。
6. 使用上の注意に違反する場合は使用を停止させ、以後、使用を断ることがある。管理運営責任者は必要に応じて、使用条件を変更し、または使用許可を取り消すことがある。

○ 新テニスコート使用心得

1. 新テニスコートを使用する際は、健康・スポーツセンター事務室（時間外及び休日は警備室）で新テニスコートの出入口及び用具倉庫の鍵を借り受けた上で、使用するものとする。
2. 使用時間は原則として午前 9 時から午後 6 時までとする。
3. 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) コート内にはテニスシューズ以外の靴で入らないこと。
 - (2) コート内での食事、喫煙をしないこと。
 - (3) 使用後はコート整備、後片付けをすること。
 - (4) ネット及び諸用具は所定の場所に格納し施錠すること。
 - (5) コート状態が不良の場合は使用しないこと。
 - (6) 使用許可時間を守ること。
 - (7) 騒音などで近隣住民に迷惑をかけないこと。
 - (8) ボールをコート外に打ち込むことのないよう注意してプレイすること。
 - (9) 出入口及び用具倉庫の鍵は、使用終了後すみやかに健康・スポーツセンター事務室(時間外及び休日は警備室)に返却すること。
 - (10) その他、体育施設使用規程及び管理運営責任者の指示に従うこと。
4. 使用上の注意に違反する場合は使用を停止させ、以後、使用を断ることがある。管理運営責任者は必要に応じて、使用条件を変更し、または使用許可を取り消すことがある。

○ トレーニング室使用心得

1. トレーニング室を使用する際は、健康・スポーツセンター事務室（時間外及び休日は警備員室）で、トレーニング室の鍵を借り受ける。
2. 使用時間は原則として、平日は午前 9 時から午後 7 時まで、休日は午前 9 時から午後 5 時までとする。
3. 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) トレーニング室を使用する際は、必ず室内シューズを履くこと。
 - (2) トレーニング室内での食事、飲酒、喫煙をしないこと。
 - (3) 使用後は換気扇を止め、コンプレッサーバルブの開放確認（負担調節を 0 に戻す）をしたのち消灯し、施錠すること。
 - (4) 鍵は使用終了後に速やかに健康・スポーツセンター（時間外及び休日は警備員室）に返却すること。
 - (5) その他、体育施設使用規程及び管理運営責任者の指示に従うこと。
4. 使用上の注意に違反する場合は使用を停止させ、以後使用を断ることがある。管理者は必要に応じて、使用条件を変更し、または使用許可を取り消すことがある。

○ クライミング場使用心得

1. クライミング場を使用する際は、使用許可書及び使用資格認定証を学務グループ学生支援班(時間外及び休日は警備員室)に提示したうえで使用するものとする。ただし、学生以外の者が使用できるのは、原則として大学の休業日に限る。
2. 使用時間は原則として、午前 9 時から午後 5 時までとする。
3. 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 使用者は安全を最優先に心掛け、十分に注意を払うこと。
 - (2) ザイルなしでのフリーのクライミングは行わないこと。
 - (3) クライミングに必要な用具等は、使用者が用意するものとする。
 - (4) クライミングルートは、3 ルート以下で使用する事。
 - (5) ホールドを変更しないこと。
 - (6) 許可された者以外は、施設内に立ち入らないこと。
 - (7) クライミング用シューズを使用すること。
 - (8) 使用許可された内容、条件に違反しないこと。
 - (9) 酒気を帯びてのクライミングは行わないこと。
 - (10) 施設設備等を損傷し又は滅失する恐れがあると認められる行為をしないこと。
 - (11) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。
 - (12) 使用を終了したときは、施設の施錠を確認し、鍵を速やかに返却すること。
 - (13) 環境美化に努め、ゴミ等は持ち帰ること。
 - (14) 施設内は禁煙とする。喫煙する場合は、学内の指定場所にて喫煙すること。
 - (15) 火気を使用しないこと。
 - (16) 使用上不都合が発見された場合は、速やかに管理運営責任者に連絡すること。
 - (17) 自動車は所定の場所に駐車すること。
 - (18) その他、使用規程及び管理運営責任者の指示に従うこと。
4. 使用上の注意に違反する場合は使用を停止させ、以後、使用を断ることがある。管理運営責任者は必要に応じて、使用条件を変更し、または使用許可を取り消すことがある。

○ 音楽練習室使用心得

1. 使用者は、学生支援班（時間外及び休日は警備室）で鍵を借り受け、使用后直ちに返却すること。
2. 時間外及び休日に使用する場合は、最後に使用した者が消灯・戸締りを行い警備室に鍵を返却すること。
3. 使用時間を厳守すること。
4. 使用する場合は、事前に階段の上下及び部屋の入り口の扉を全部閉じること。
5. 室内を常に最適な状態に保つため、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) フロアーは、上履きを使用し、土足で入らないこと。
 - (2) 願い出た目的以外に使用をしないこと。
 - (3) 備品の移動及び持ち出しはしないこと。
 - (4) 楽器及び上履き以外の私物は、使用后その都度持ち帰ること。
 - (5) 使用後は清掃し、使用前の状態に復すること。
6. 使用上の注意に違反する場合は使用を停止させ、以後使用を断ることがある。
管理運営責任者は必要に応じて、使用条件を変更し、または使用許可を取り消すことがある。

○ 弓道練習場使用心得

1. 弓道練習場を使用する際は、健康・スポーツセンター事務室（時間外及び休日は警備員室）で、弓道練習場の鍵を借り受ける。
2. 弓道練習場の開館時間は午前9時から午後9時までとする。
3. 弓・矢はいずれも良く手入れをされたものを使用すること。
4. 矢を他人の方に向けて絶対に引かないこと。また真似もしないこと。
5. 矢取りに出るときは、射手の動作を確認して連絡しあうこと。その他、安全の確保を全てに最優先すること。
6. 射位の相互間隔を守り、極端に狭いところで行射しないこと。
7. 使用者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 射場内を利用する際は、事務室にて必要事項を記入すること。
 - (2) 弓道練習場の施設等を毀損または損失した場合は、ただちに職員に届け出て、その指示に従うこと。
 - (3) 射場内を利用する場合、使用前と使用後にモップがけを行うこと。また使用後は原状に復し、清掃を行うこと。
 - (4) 弓道練習場に私物を散乱させたり放置したりしないこと。
 - (5) 履物の整頓、所持品等は各自の責任において保管し、特に盗難に注意すること。
 - (6) ゴミは、きちんと分別して捨てること。ゴミを散乱させないこと。
 - (7) 休日または時間外に使用する場合は、使用後に警備員に終了したことを連絡し、確認を得ること。
8. 禁止事項
 - (1) 喫煙
 - (2) 火気の使用
 - (3) 土足・裸足での射場内への立入り
 - (4) 飲食（ただし、飲料はペットボトル等蓋のできるものは可）
9. 使用上の注意に違反する場合は使用を中止させ、以後、使用を断ることがある。管理運営責任者は必要に応じて、使用条件を変更し、または使用許可を取り消すことがある。